

10月1日前後の利用料金に関する取扱いについて

- ① 令和元年9月30日までに受理した利用申請は、施設・設備ともに旧料金の適用となります。
- ② 令和元年10月1日以降に受理した利用申請から施設・設備ともに新料金の適用となります。
- ③ 令和元年9月30日までに利用申請書を提出（料金をお支払い）したのち、10月1日以降に施設の追加申請をした場合の追加分の料金は、新料金の適用となります。
- ④ 令和元年9月30日までに利用申請書を提出（料金をお支払い）したのち、10月1日以降に利用日時や施設の変更等による変更申請をした場合は、新料金の適用となり差額分をお支払いいただきます。
- ⑤ 令和元年9月30日までに電話等で仮予約したのち、10月1日以降に利用申請を出した場合は、新料金の適用となります。
- ⑥ 令和元年10月1日以降の公演日に精算する劇場付帯設備使用料は、新料金の適用となります。